

新型コロナウイルス感染症の予防に係る職免事由の追加について

このことについて、下記の下線部のとおり職務専念義務免除（以下「職免」という。）とする事由を追加します。

また、職免事由の追加とあわせて、『「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイド～職場で感染しない・させないために～』を改訂しました。新型コロナウイルス感染症の職員の感染拡大を防止するための各種取組み等についてまとめたものになりますので、各職員にご周知いただくとともに、ご活用ください。

記

1 対象者

全職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む。）

2 追加される職免事由

新型コロナウイルスのワクチン接種を受ける場合及びワクチン接種に伴う副反応（発熱等の風邪症状）があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

※ワクチン接種を強要するものではありません。

※ワクチン接種にあたっては、事前に接種の予定日等を所属内で共有し、業務が停滞しないよう必要に応じて日程の調整を行うようにしてください。

3 職免の取得単位

ワクチン接種等に要する時間（原則時間単位。必要と認められる場合は1日とすることも可）

ただし、副反応が生じた場合については、接種日及び接種日後2日間で必要と認められる期間（日又は時間単位）

4 職免期間中の給与

職務専念義務を免除された期間の給与は、「有給」とします。